

# 慶弔・表彰規程

1992年4月1日制定

2000年8月1日改正

2007年3月1日改正

2012年6月1日改正

2014年6月1日改正

第1条 会則27条による慶弔は、この規程の定めるところとする。

1. この規程に定めのない事項で必要ある場合は、理事会が定める。

2. 慶祝

① 結婚 会員本人 壹万円

3. 弔慰

① 会員本人 参万円 生花一基

② 配偶者 貳万円 生花一基

③ 実父母と子供 壹万円 生花一基

第2条 会則第28条による表彰は、この規程の定めるところとする。

1. この規程に定めのない事項で必要ある場合は、理事会が定める。

2. 表彰

① 在籍・活動した者。

(10年、20年、30年 )

② 新入会員の中で初年度の活動が特に良い者。

③ その他年間および経年に渡り功労のあった者。

第3条 この規程は、理事会の決議により改廃できる。